

令和4年度入札・契約制度の変更点

最新更新 令和4年4月1日

四国地方公共工事品質確保推進協議会（事務局：四国地方整備局）において、令和4年度の実施方針や活動方針の具体的取り組みとして、「週休2日対象工事の拡大」と「全工事統一休業日の設定」に取り組むこととなりました。

これを受け、本市でも令和4年度に稼働する全ての公共工事において、毎月第2土曜日を「全工事統一休業日」として現場閉所の取り組みを実施します。詳しくは各監督員にご確認ください。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は改正されませんでした。よって、昨年に改正された率を適用します。

政府契約の支払防止等に関する法律

（令和4年4月1日からも年2.5パーセント）